

経済産業大臣への質問・要望書

(これは未提出です。日付は提出日に合わせて書き入れます)

玄海・伊方・浜岡原発へのMOX燃料の装荷を許可しないでください 原発現地を核のゴミ捨て場にするプルサーマル計画を凍結してください

経済産業大臣 二階 俊博 様

2009年5月〇日

使用済MOX燃料を憂慮する全国の市民

玄海3号機・伊方3号機・浜岡4号機プルサーマル用のMOX燃料を積んだ船が5月にも日本に到着すると伝えられています。このMOX燃料が原発の炉内に装荷されれば、3～4年後には使用済MOX燃料が炉内から取り出されます。しかし、その使用済MOX燃料が具体的にどこに搬出されるのか、国からは何も具体的な説明がありません。永久に地元原発内に置かれるのではないかと、住民・市民の間に不安が広がっています。事実、2009年1月15日の北海道議会で、資源エネルギー庁・原子力立地・核燃料サイクル産業課の森本課長は使用済MOX燃料を「貯蔵する場所は発電所です」と明確に答えています。

使用済MOX燃料が永久に地元原発内に置かれるのではないかという現地の不安は広範で強いものです。このような不安は、3月16日に松江市の松浦市長から貴職に伝えられています。それに対して貴職は、「国として責任をもって取り組む」旨を表明したとされています。

しかし、その裏付けとなる具体的な方策がどのようなものがまったく明らかにされていません。松江市の質問(2006年10月)に対する資源エネルギー庁の回答(2008年12月)の中でも、具体的な方策は書かれていませんでした。そのような方策は広く国民に公開されるべきだと考えます。

島根県以外にもプルサーマル計画が実施される予定の他の自治体から、憂慮が出されています。静岡県からは2008年3月31日付国への要請書で「使用済MOX燃料の処理方策や高レベル放射性廃棄物の最終処分など、燃料使用後の処理に関する課題について、早期に検討し、着実に実施すること」と要請されています。また、北海道からは2009年3月30日付国への要望書で、経産省に対し「使用済MOX燃料が泊発電所に長期間貯蔵され続けないよう、使用済MOX燃料の処理の具体的方策について、可能な限り速やかに検討を進めること」と要望されています。福井県からも1999年6月7日付で、当時の通産大臣に「使用済MOX燃料の処理方針を具体的に明らかにすること」が要請されています。

さらに、原発立地14道県で構成する「原子力発電関係団体協議会」から、直近では2008年11月14日付「原子力発電等に関する要望書」の中で、「使用済MOX燃料が、発電所に長期間貯蔵され続けないよう、処理体系を早期に決定すること」との要望が出されています。

使用済MOX燃料が原発サイトから運びだされる現実的な保証はないのではないかという基本的な疑念を、以下の点から私たちは抱いています。

(1) 現在、使用済MOX燃料の「処理の方策」は決まっていない

事実、資源エネルギー庁から松江市への回答にも書かれているとおり、「処理の方策」は、「2010年頃から検討を開始する」ことになっています。

(2) 「検討の開始」の要件となるべき現実は大幅に遅れ、打開の目処さえ立っていない

「検討の開始」は、「六ヶ所再処理工場の運転実績、高速増殖炉及び再処理技術に関する研究開発の進捗状況」等を踏まえて行うことになっています。2006年の原子力立国計画では、六ヶ所再処理工場の操業開始と「もんじゅ」試運転再開は2007年に予定されていました。しかし、現在は両方とも未だ目処さえ立っていません。これら「検討開始」の要件が遅れた状態にあることは2008年版原子力白書も認めているとおりです。その遅れをもたらしている状況が非常に深刻なものであることも指摘できます。必然的に「検討の開始」は遅れざるを得ないでしょう。

(3) 使用済MOX燃料搬出の基本的前提となる高速増殖商業炉が建設される保証はない

原子力立国計画では「プルサーマル使用済燃料はFBR用に貯蔵する」と明記されています。2007年12月6日の日本原子力研究開発機構等の五者協議会報告でも、使用済MOX燃料は第二再処理工場に運ぶことになっており、第二再処理工場は軽水炉サイクルと高速増殖炉サイクルが併存する移行期に位置づけられています。つまり、使用済MOX燃料の搬出は、高速増殖商業炉の建設が前提となって初めて可能になるものです。そのためには、原型炉「もんじゅ」が運転再開して約10年間無事に動き、実証炉が設計されて運転されることが必要です。しかしいまは、原型炉「もんじゅ」の運転再開の目処さえ立っていないのが現実の姿です。

そもそも、高速増殖炉の開発は半世紀以上も続いています。未だ実証炉設計の目処さえ立っていません。この分野の先進国フランスでも、高速増殖炉開発には失敗してスーパーフェニックスは止まり、別の目的で動かしていたフェニックスも今年で停止することになっています。

また、米国においては、「オバマ米政権は20日までに、中核となる使用済み核燃料再処理施設と再処理で取り出したプルトニウムを燃やす高速炉を米国内に建設しないことを決めた」(共同通信4月21日)と伝えられています。

このような状況で、高速増殖炉の商業炉サイクルを必ず建設するから、それを信用してそれまで使用済MOX燃料は地元原発サイトに置くことを認めよというのでしょうか。高速増殖炉の開発はまだ「原型炉」の段階にあります。商業化の予定は既に当初の計画より80年遅れているのです。

(4) 使用済MOX燃料は使用済ウラン燃料と比べて危険性が高い

使用済MOX燃料は放射線レベルが高く、非常に長期に高い熱を出し続けます。それが「一定期間」ではなく、孫子の代まで原発の使用済燃料プールに置かれるようなことは断じて避けるべきではありませんか。

プルサーマル計画の前提となる高速増殖炉路線は、核のゴミの泥沼とエネルギー予算のムダ使いに導きます。

高レベル放射性廃棄物の処分については、調査地域の公募に応募する自治体さえ現れていません。高速増殖炉路線ははるか後の世代にまで放射能の重い負担を残すドロ沼の道です。

原子力予算は毎年4500億円もの巨額が計上されています。「もんじゅ」には、1995年の事故以降もナトリウムを温めるための維持費・改造費などで毎年100億円以上（今年度は約200億円）が使われています。また、今年度の高速増殖炉関連予算は約500億円にも達しています。

他方今年になって、太陽光発電やそれを生かす次世代送電網などがにわかに脚光を浴びていますが、それに対する補助金は限られています。高速増殖炉予算などは大幅に削減し、自然エネルギーの促進などのために振り向けるべきではないでしょうか。

六ヶ所再処理工場や「もんじゅ」の進捗が大幅に遅れている現実からだけでも、プルサーマルを急ぐ必要はないと言えます。まして、現実性が見えない高速増殖炉路線を人々に無理に信用させることは不条理です。使用済MOX燃料の「処理の方策」の目処さえ立っていない中で、プルサーマルを急いで実施する必要性はありません。いま一度立ち止まって新たな状況を見るためにも、急いでMOX燃料を装荷することは避けるべきではないでしょうか。

このような観点から、以下の疑問点について貴職に質問をします。また、MOX燃料の装荷をいまは認めないよう要望いたします。

回答は文書で示すとともに、直接説明の場を設けてくださるよう要請します。

質 問 事 項

1. 松江市の質問に関する資源エネルギー庁の回答について

資源エネルギー庁に対する松江市の2006年10月質問書では、使用済MOX燃料については、第二再処理工場の操業が「確実に実施される具体的な計画」を示すこと、その操業に遅れが生じた場合には、「使用済MOX燃料はどのように処理されるのか」を示すよう求めています。

ところが、2008年12月26日付資源エネルギー庁の回答（以下、エネ庁回答と記す）では、その質問に答えていません。だからこそ松江市長は貴職に直接会見を求めたのではないのでしょうか。

現時点で、貴職はこれらの質問にどう答えるのですか。

2. 使用済MOX燃料の置き場所について

2009年1月15日の北海道議会において資源エネルギー庁の原子力立地・核燃料サイクル産業課の森本英雄課長は、使用済MOX燃料を「貯蔵する場所は発電所です」と明確に答えています。これはそのとおりですか。

3. 現時点での使用済MOX燃料の「処理の方策」について

エネ庁回答にも記述されているように、使用済MOX燃料の「処理の方策」は「2010年頃から検討を開始する」ことになっています。ということは現時点では、「処理の方策」は決ま

っていないと判断していいですか。

4. 「処理の方策」を検討開始するに際して踏まえるべき要件について

エネ庁回答によれば、使用済MOX燃料の処理の方策を2010年頃から検討を開始するために踏まえるべき要件として、①六ヶ所再処理工場の運転実績、②高速増殖炉及び再処理技術に関する研究開発の進捗状況、などを挙げています。この点、原子力立国計画では六ヶ所再処理工場や「もんじゅ」は2007年に操業を開始することが予定されていました。

ところが現実には、六ヶ所再処理工場はガラス固化で行き詰まり、保安規定違反まで行われました。「もんじゅ」も運転再開の目処はまったく立たない状況にあり、このことは2008年版原子力白書でも明確に認めています。

このような状況を踏まえれば、「処理の方策」(第二再処理工場)について現実的な検討を開始する時期も遅れることは否定できないのではありませんか。

5. 使用済MOX燃料搬出の前提となる高速増殖商業炉について

原子力立国計画では、「プルサーマル使用済燃料はFBR用に貯蔵する」と明記されています。また、エネ庁回答では、「現在、2010年頃からの検討を円滑に開始するため、必要な準備を行っているところです」とされています。その準備状況は、日本原子力研究開発機構等の五者による2007年12月6日の「第二再処理工場に係る2010年頃からの検討に向けた予備的な調査・検討について」で報告されています。

その報告によれば、第二再処理工場に関する予備的な調査・検討の対象は「軽水炉からFBRへの移行期」とであるとされ、「FBR導入後60年以上の長期をかけて軽水炉からFBRへの移行が行われる」と考えられています。

すなわち検討の対象は高速増殖炉(FBR)の商業炉が動き出してからという時期ということになりますが、それはまず原型炉である「もんじゅ」の運転再開と約10年間の運転、その後の実証炉の建設と運転等を経た後の時期ということになります。そうすると、「もんじゅ」が10年間まともに動き続けられない限り、第二再処理工場も存在できないことになります。

(1) 原型炉の「もんじゅ」がまともに動き続けるかどうか不明な今の段階で、どうして高速増殖商業炉を前提とする「軽水炉からFBRへの移行期」が確実にくることが保証できるのですか。

(2) 2007年12月6日以降、検討開始のための「必要な準備」は怎么样了になっていますか。どのような報告書がだされ、どのような具体的な判断がなされていますか。

6. 使用済MOX燃料の搬出の保証について

指針「原子力発電所内の使用済燃料の乾式キャスク貯蔵について」の冒頭に、「使用済燃料は、使用済燃料プールにおける一定期間の冷却を経て、国内外で再処理されている」と書かれています。

また、原子炉等規制法第23条第2項によれば、事業者が原子炉を設置するためには「使用済燃料の処分の方法」について記載した申請書を主務大臣に提出しなければなりません。この規定の目的は、使用済燃料が確実に処分されることをあらかじめ保証することにあると考えら

れます。この点、1998年より前には「再処理の委託先の確定は、燃料の炉内装荷前までに行い、政府の確認を受ける」となっていました。ところが、その後の設置変更許可申請書で「ただし、燃料の装荷前までに使用済燃料の貯蔵・管理について政府の確認を受けた場合、再処理の委託先については、搬出前までに政府の確認を受けることとする」という「ただし書き」が付加され、これが許可されています（例えば、高浜原発では1998年5月11日付変更申請書）。さらに、2004年3月12日付の新たな内規「『使用済燃料の処分の方法』の確認について」によって、「ただし書き」の場合の手続きが定められました。

これらに関して以下の質問を行います。

- (1) 使用済ウラン燃料の場合、使用済燃料プールでの「一定期間」の冷却とは、およそどれくらいの期間で、その期間は基本的に何から決まるのですか。
- (2) 使用済MOX燃料の場合の「一定期間」はおよそどれくらいになりますか。
- (3) 処分の方法が定かでない使用済燃料はつくらないという、原子炉等規制法第23条第2項の規定の目的に鑑みれば、内規の場合でも、「再処理の委託先」が存在することが不可欠な前提になっているのではありませんか。
- (4) 「もんじゅ」がまともに動き続けることなく、高速増殖炉計画が進まないとき、再処理の委託先であるはずの第二再処理工場は建設されないことになり、内規が適用できないこととなります。使用済MOX燃料は原発サイトに溜まり続けることとなります。そのような事態が起こる可能性があるのに、使用済MOX燃料をつくりだすことは、原子炉等規制法に違反することになるのではありませんか。

7. プルサーマルは凍結すべきではありませんか

太陽光発電などのグリーン電力と次世代送電網が、米国やヨーロッパばかりでなく日本においても、今年になって大きく浮上してきました。半世紀以上開発され続けて来たにもかかわらず、未だ何十年も先にどうなるか不透明な高速増殖炉より、太陽光発電などの方に現実性があり、しかも核のゴミを子孫に残すという問題もありません。

現在の原子力政策大綱でも、「状況の変化に応じた政策選択に関する柔軟な検討を可能にする」ことは一つの視野に入っています。

いまこそいったん立ち止まって、高速増殖炉路線を見直すべきではありませんか。そのためにはまずプルサーマルを現状で凍結することが必要です。現に東電の福島第一原発と柏崎刈羽原発では搬入したMOX燃料が使用されずに長期におかれたままになっています。

プルサーマルは凍結すべきではありませんか。

搬入したMOX燃料を使用済燃料プール内に保管したままに置くと、どのような不都合が生じるのですか。

要 望 事 項

使用済MOX燃料の「処理の方策」については「2010年頃から検討を開始する」ため、現時点では「処理の方策」は決まっていません。さらに、2008年版原子力白書でも認めている六ヶ所再処理工場や「もんじゅ」の遅れた現状に鑑みると、「処理の方策」について現実的

な検討が開始できる状況にはないと考えます。

MOX燃料を炉内に装荷すれば、使用済MOX燃料が発生します。それが永久に地元に留め置かれるという心配をいまの段階で払拭することはできません。使用済燃料プールでの超長期の保管について、安全性は保証されていません。

それゆえ以下の点を要望します。

1. MOX燃料を炉内に装荷すれば危険レベルが高く搬出先もない使用済MOX燃料が生みだされるため、玄海・伊方・浜岡原発へのMOX燃料装荷を許可しないこと。
2. 使用済MOX燃料の処理方策の検討開始が前提とするべき六ヶ所再処理や「もんじゅ」の進捗が大幅に遅れていることに鑑みて、プルサーマルは現在の状態で凍結すること。

2009年5月〇日

使用済MOX燃料を憂慮する全国の市民

提出団体

連絡団体

グリーン・アクション

(〒606-8203) 京都市左京区田中関田町 22-75-103

TEL:075-701-7223 / FAX:075-702-1952

美浜・大飯・高浜原発に反対する大阪の会

(〒530-0047) 大阪市北区西天満 4-3-3 星光ビル 3F

TEL:06-6367-6580 / FAX:06-6367-6581

mihama@jca.apc.org

福島老朽原発を考える会

(〒162-0825) 東京都新宿区神楽坂 2-19 銀鈴会館 405 号 共同事務所 A I R 気付

TEL:03-5225-7213 / FAX:03-5225-7214

原子力資料情報室

(〒162-0065) 東京都新宿区住吉町 8-5 曙橋コーポ 2B

TEL:03-3357-3800 / FAX:03-3357-3801